原子力発電所の安全確保に関する協定書 新旧比較表(H27年11月)

改定前	改定後	改定理由
() () () () () () () () () ()	(略)	
(事前了解等) 第4条 乙は、次に規定する場合は、事前に甲の了解を得るものとする。	(事前了解等) 第4条 同左	
(1) <u>原子炉施設</u> を変更しようとするとき。 (2) 土地の利用計画及び冷却水の取排水計画を変更しようとする とき。	(1) <u>発電用原子炉施設</u> を変更しようとするとき。 (2) 同左	(記載の適正化) 現行法令に合わせた 用語の修正
(3) 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画(輸送上の安全対策を含む。) を策定しようとするとき。	(3) " (4) 廃止措置を講じようとするとき。	(項目追加) 廃止措置を事前了解
2 乙は、発電所の運転状態に関して公衆に特別の広報を行う場合 は、甲に対し、事前に連絡するものとする。	2 同左	事項に追加
(平常時における連絡) 第5条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に又は甲 の求めに応じ、連絡するものとする。	(平常時における連絡) 第5条 同左	
(1) 環境放射能の測定結果(2) 温排水の測定結果(3) 発電所職員等に対する教育訓練の実施計画及び実施状況	(1) " (2) " (3) "	(項目追加)
(3) 光電別職員等に対する教育訓練の実施計画及び実施状况 (4) その他発電所の保守運営状況	(3) " (4) 廃止措置の実施状況 (5) 同左	廃止措置状況の連絡 を明確化
(異常時における連絡) 第6条 乙は、甲及び唐津市に対し、次に掲げる場合は、発生時に連	(異常時における連絡) 第6条 同左	
終するものとする。 (1) <u>原子炉の</u> 運転中又は停止中(定期検査等の計画停止を含む。) <u>に原子炉施設の</u> 故障があったとき。	(1) <u>原子炉が運転中又は停止中(定期検査等の計画停止を含む。)</u> <u>の発電用原子炉施設及び廃止措置期間中の発電用原子炉施設に</u>	(対象施設の明確化) 廃止措置期間中の施 設についても連絡対
	<u>ついて機能を維持すべき施設に</u> 故障があったとき。	象とすることを明記

下線部は改定箇所を示す。

原子力発電所の安全確保に関する協定書 新旧比較表(H27年11月)

改定前	改定後	改定理由
改定前 (2) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 (3) 発電所敷地内において火災が発生したとき。 (4) 放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量当量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。 (5) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。 (6) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。 (7) その他緊急事態が発生したとき。 (略) 昭和47年11月 6日 昭和62年12月28日 一部変更平成元年7月24日 一部変更平成10年6月1日 一部変更平成17年1月1日 一部変更平成17年1月1日 一部変更平成17年1月1日 一部変更	(2) 同左 (3) <i>"</i>	改定理由
(略)	<u>平成27年11月18日</u> 一部変更 (略)	(変更協定書の締結 日)